

緊急支援給付金の支給手続きに オンライン申請を実施します！

令和6年(2024年)6月26日(水)

箕面市では、令和6年7月から開始する低所得世帯を対象とした緊急支援給付金の手続きにおいて、書類による郵送申請に加え、オンライン申請を実施します。

オンライン申請は、マイナンバーカードを所持する給付対象者が、スマートフォンから申請することにより、給付金の申請から給付(振込)までのプロセスをデジタルで行えます。

緊急支援給付金とは、エネルギー・食料品などの物価高騰による負担増を受け、令和6年度分の住民税が非課税の世帯又は住民税(均等割のみ)が課税の世帯に、1世帯当たり10万円が支給されるものです。また、18歳以下の児童を扶養する世帯は、児童1人当たり5万円を加算して支給します。

1. 概要

箕面市では、国が令和5年11月2日に閣議決定した「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、令和6年7月から、低所得世帯を対象とした緊急支援給付金の手続きを開始します。

令和6年度の緊急支援給付金の手続きを開始するにあたり、これまでの書類による郵送申請に加え、国が提供する「給付支援サービス」を活用したオンライン申請を実施します。

マイナンバーカードを所持する給付対象者が、スマートフォンからオンラインで申請することにより、給付金の申請から給付(振込)までのプロセスをデジタルで行えます。

2. 令和6年度の低所得世帯を対象とした緊急支援給付金

(1) 支給対象世帯(支給額)

基準日(令和6年6月3日)に住民登録がある世帯で、次のいずれかに該当する世帯
※ただし、令和5年度の住民税非課税世帯向け給付金又は住民税均等割のみ課税世帯
向け給付金の支給対象世帯を除く。

- ①令和6年度に新たに住民税非課税となる世帯(支給額:1世帯当たり10万円)
世帯全員の令和6年度分の住民税均等割が非課税である世帯
- ②令和6年度に新たに住民税均等割のみ課税となる世帯(支給額:1世帯当たり10万円)
世帯全員の令和6年度分の住民税所得割が非課税で、うち少なくとも一人が住民税均等割のみ課税である世帯
- ③こども加算(支給額:扶養児童1人当たり5万円)
上記①②の支給対象世帯のうち、18歳以下の児童を扶養する世帯

(2) 支給スケジュール

① 支給要件確認書の発送日

令和6年6月28日(金曜日)から(対象世帯あてに順次発送)

② 申請受付開始日

令和6年7月1日(月曜日)から(オンライン申請・郵送申請)

③ 振込開始時期

令和6年7月中旬から(支給決定世帯から順次振込)

④ 申請期限

令和6年9月30日(月曜日)(消印有効)まで

3. オンライン申請について

(1) 概要

- マイナンバーカードを所持する申請者が、市が郵送する支給要件確認書に印字されている二次元コードをスマートフォンで読み取り、オンライン申請サイトにアクセスして申請する方法です。
- 電子署名により本人確認を行うため、本人確認書類の添付は不要です。

(2) 準備するもの

- マイナンバーカード
- マイナンバーカード読取機能付きのスマートフォン
- 公金受取口座の登録

(3) オンライン申請実施の効果

- マイナンバーカードを所持する申請者は、スマートフォンからオンラインで申請することにより、緊急支援給付金の申請から給付(振込)までのプロセスをデジタルで完結できることから、これまでの書類への記入や必要書類の添付を省略できるなど、申請手続き全体を簡素化できます。
- 上記により、紙による申請と比べ、オンライン申請では申請から給付(振込)までの期間を約1週間短縮でき、振込時期は申請完了後から約3週間後となります。

(4) 注意事項

- オンライン申請を行うことができるのは、基準日(令和6年6月3日)において、支給対象世帯の世帯主であったかたです。
- 緊急支援給付金は、書類による郵送申請についても、これまでどおり受け付けます。

問い合わせ先

総務部 総務室 給付金グループ

TEL 072-724-6809(直通)